

## 閉鎖事項全部証明書

大阪府羽曳野市駒ヶ谷2番地の95  
株式会社京宝

会社法人等番号	1201-01-033196	
商号	<u>株式会社ジェイ・エム・ケイ・ハビキノ</u>	
	株式会社京宝	平成20年10月22日変更 ----- 平成20年10月24日登記
本店	<u>大阪府羽曳野市駒ヶ谷2番地の95</u>	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成14年4月30日	
目的	<u>1. 貨物自動車運送事業</u> <u>2. 貨物運送取扱事業</u> <u>3. セメント及び生コンクリートの販売</u> <u>4. 上記各号に附帯関連する一切の業務</u>	
	1. 貨物自動車運送事業 2. 貨物利用運送事業 3. セメント及び生コンクリートの販売 4. 自動車の販売 5. 古物商 6. 上記各号に附帯関連する一切の業務 <div style="text-align: right;">平成20年10月22日変更      平成20年10月24日登記</div>	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月19日登記</div>	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>朝 夷 健 治</u>	平成16年 8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>朝 夷 健 治</u>	平成18年 8月31日重任
	<u>取締役</u>	<u>朝 夷 健 治</u>	平成18年 9月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>朝 夷 健 治</u>	平成20年 8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>朝 夷 健 治</u>	平成20年 9月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>竹 松 祐 次</u>	平成16年 8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>竹 松 祐 次</u>	平成18年 8月31日重任
	<u>取締役</u>	<u>竹 松 祐 次</u>	平成18年 9月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>竹 松 祐 次</u>	平成20年 8月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>竹 松 祐 次</u>	平成20年 9月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>竹 松 祐 次</u>	平成20年10月22日辞任
	<u>取締役</u>	<u>竹 松 祐 次</u>	平成20年10月24日登記
<u>取締役</u>	<u>佐 藤 仁</u>	平成16年 8月30日重任	
<u>取締役</u>	<u>佐 藤 仁</u>	平成18年 8月31日重任	
<u>取締役</u>	<u>佐 藤 仁</u>	平成18年 9月 4日登記	
<u>取締役</u>	<u>佐 藤 仁</u>	平成20年 8月30日重任	
<u>取締役</u>	<u>佐 藤 仁</u>	平成20年 9月11日登記	
<u>取締役</u>	<u>佐 藤 仁</u>	平成20年10月22日辞任	
<u>取締役</u>	<u>佐 藤 仁</u>	平成20年10月24日登記	
<u>取締役</u>	<u>中 野 嘉 之</u>	平成20年10月22日就任	
<u>取締役</u>	<u>中 野 嘉 之</u>	平成20年10月24日登記	
<u>取締役</u>	<u>市 原 喜 好</u>	平成20年10月22日就任	
<u>取締役</u>	<u>市 原 喜 好</u>	平成20年10月24日登記	

	大阪市東淀川区下新庄五丁目6番16-406号 代表取締役 朝夷健治	平成16年 8月30日重任
	大阪市東淀川区下新庄五丁目6番16-406号 代表取締役 朝夷健治	平成18年 8月31日重任 平成18年 9月 4日登記
	大阪市東淀川区下新庄五丁目6番16-406号 代表取締役 朝夷健治	平成20年 8月30日重任 平成20年 9月11日登記
	監査役 佐々野武	平成14年 8月30日重任
	監査役 佐々野武	平成18年 8月31日重任 平成18年 9月 4日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月19日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年12月20日移記	
	平成20年10月22日京都市左京区静市市原町605番地6に本店移転 平成20年10月29日登記 平成20年10月29日閉鎖	

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

平成30年 2月22日

京都地方法務局  
登記官

堤 紀 子

